

1. 人材育成委員会の概要

(1)背景(活動の狙い)

主に「中国における実務経験が多くない」と考える方に対し、 主体的な学びによってレベルアップできる機会を提供し、 自身の属する組織に貢献していただく。

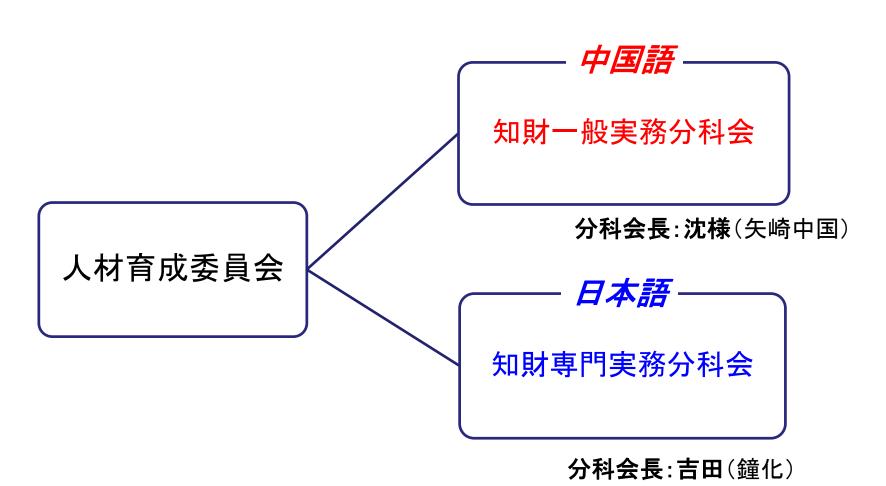
(2)活動の概要

- ① 参加企業の要望に基づいて年間研修テーマを決定。
- ② 主に**Q&A形式の研修会の**実施:1回/2ヶ月
- ③ 研修会当日のQ&A及びディスカッション、議事録(Q&A集)作成
- ✓実務に関する基本的事項~応用まで広い範囲の学習が可能。
- ✓ 各参加企業のニーズを反映したより実務的な成果物が得られる。



2. 活動状況•活動計画

2つの分科会にて活動をしています。両者の違いは言語の違いのみです。





2. 活動状況•活動計画

(1) 知財一般実務分科会(中国語)

【参加企業数】16社

	日時	研修テーマ	講師
第1回 <i>実施済み</i>	2019/6/26 15:00-16:50	今年度の研修テーマ決定	_
第2回 <i>実施済み</i>	2019/8/21 15:00-16:50	特許検索及び分析実例(CNIPR)	知識産権出版社 王向紅先生 葛昱晖先生
第3回	2019/10/23 15:00-16:50	ECサイト 模倣品対策	調整中
第4回	2019/12/18 15:00-16:50	専利権訴訟実務	調整中
第5回	2020/2/19 15:00-16:50	特許出願実務	調整中



2. 活動状況•活動計画

(2) 知財専門実務分科会(日本語)

【参加企業数】11社

	日時	研修テーマ	講師
第1回 <i>実施済み</i>	2019/5/6 15:00-16:50	今年度の研修テーマ決定	-
第2回 <i>実施済み</i>	2019/7/8 15:00-16:50	中国特許侵害訴訟対応	IP Forward法律事務所 本橋 弁護士
第3回 <i>実施済み</i>	2019/9/9 15:00-16:50	中国におけるAI関連専利	康信知識産権代理 田 弁理士、金高 弁理士
第4回	2019/11/11 15:00-16:50	中国知財関連法改正	森·浜田·松本法律事務所 小野寺 弁護士
第5回	2020/1/15 15:00-16:50	中国商標・ブランド戦略	HFG Law & IP 寿 講師
第6回	2020/3/2 15:00-16:50	中国著作権侵害・契約対応	西村あさひ法律事務所 野村 弁護士



2. 活動状況•活動計画

・成果物のご紹介(第2回知財専門実務分科会の議事録(Q&A集))

テーマ: 中国特許侵害訴訟対応

質問 No.5

質問者:

テーマ: B to B ビジネスにおける証拠収集

関連文書:

質問内容: 中国の調査会社を活用して、BtoB 事業における証拠収集がどの程度可能か、ご教授い

ただきたい。材料(化学品)であるため最終デバイス製品を分析して証拠を得ること が難しい状況です。顧客(デバイスメーカー)から侵害品のサンプルを提供していた

だけることはあるが、証拠としては使えないと理解しております。

(事前回答)

一般論として、BtoC よりも BtoB 製品の方が、証拠収集の難易度が高くなることは確かですが、BtoB でも最終デバイス製品になる前の材料の状態で公証購入でき、提訴したケースは判決上も見受けられます。例えば、三菱ケミカルが、窒化物系赤色蛍光体に関する特許権侵害で中国企業を提訴し、2018 年に勝訴したケースでは、被告から被疑侵害品を直接公証購入しています。また、アリババなど EC サイト上で BtoB 製品が販売されていることもよくあることで、実際、 亨斯迈先进材料(瑞士)有限公司が、アゾ染料の組成に関する特許権侵害で中国企業を提訴した事件(2018 年判決)では、北京の販売業者から公証購入して、管轄を北京知識産権法院に持ってきていますが、被疑製品が販売されたアリババのウ

_ ずね - ジナハミエレチミナ師 しし テ担けし テルナナ



2. 活動状況•活動計画

・成果物のご紹介(第2回知財専門実務分科会の議事録(Q&A集))

証拠収集を見据えた上で調査を行う必要があるので、調査員に法的な情報をどれだけ インプットできるかがポイントになります。つまり法律事務所との連携がきちんと なされているかどうかが重要となります。

- (追加質問 2) 調査会社のなかには日本に売り込みにくる会社がありますが、そうゆうところよりは 法律事務所と一体で動いている調査会社の方がいいということですね。
- (回答) 特に BtoB の場合にはそうなってくると思います。BtoC の場合には基本的には 物買えばそれで証拠としてだせることが多いと思いますが、特に BtoB、例えば 製造方法の場合は、(後で説明しますが、)証拠保全という制度を使って訴訟をすること になることが多いです。そういった訴訟の戦略まで分かって対応できるのかどうか、そういうところがひとつポイントになると思います。
- (後日補足) どのような証拠をどのように収集すべきかは、何をどう立証すべきかを、特許内容の理解と中国訴訟実務、相手方の状況に即してケースバイケースで判断すべきことになるので、調査、証拠収集の段階から、技術内容を理解できる専門家に相談の上、証拠収集を見据えた上で、いかなる証拠収集が可能かをも含めて調査を行うことが望ましいと思います。
- ✓ 実務に関する基本的事項~応用まで広い範囲の学習が可能。
- ✓ 各参加企業の二一ズを反映したより実務的な成果物が得られる。



3. さいごに

- ✓ 一般聴講も募集しております。少しでもご興味のある企業様は、ぜひ一度ご参加ください。
- ✓ ただし、一般聴講の方は、質疑、資料配布及び議事録共有の対象外となりますので、ご希望の場合は正規メンバ 一としてご参加いただくことをご検討ください。皆様のお申込みをお待ちしております。

以上